平成２８年（フ）第３３号
盛岡市西見前18地割12番地147、旧住所岩手県紫波郡紫波町桜町字下川原74番地７
破産者　阿部　俊典
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２５９号
宮城県宮城郡利府町森郷字新柱田25番地６グラン585　103号室、従前の住所仙台市青葉区本町１丁目13番32―701号
破産者　伊藤　喜浩
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
仙台市太白区金剛沢１丁目９番８号
破産者　菅原　　強
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３６６号
静岡県熱海市相の原町９番31号　403、前住所東京都足立区千住仲町12番６号
破産者　澤地　　章
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５３号
静岡県沼津市大岡2429番地の10　フレグランス海野Ｃ棟202
破産者　大庭　卓哉
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
京都府宇治市大久保町平盛31番地の１　府営西大久保団地35棟201号
破産者　和田　晴男
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５号
滋賀県高島市今津町福岡442番地
破産者　田川　博隆
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６７号
兵庫県尼崎市西難波町６丁目４番７号
破産者　内山　紀子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９９号
兵庫県芦屋市新浜町６番４号、住民票上の住所兵庫県芦屋市新浜町２番６―704号
破産者　木村　剛治
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５号
兵庫県加西市北条町小谷411番地の２、従前の住所兵庫県姫路市安富町安志600番地181
破産者　瀧本　大和
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第１２１号
北九州市門司区寺内２丁目６番７号
破産者　武田香代子
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５６号
北九州市八幡西区鷹の巣１丁目６番28―501号
破産者　吉田　光秀
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３８号
長崎県長崎市中町２番22号　中町ビル402号
破産者　貞包　智美
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
長崎県長崎市矢上町21番５―305号、旧住所熊本県熊本市東区戸島１丁目３番111号
破産者　城　幸太郎
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
長崎県島原市新湊２丁目丙1701番地７、住民票上の住所長崎県島原市新湊２丁目丙1701番地４
破産者　本村　寿敏
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第２７４号
宮崎市池内町陀羅迫912番地１　市営住宅152棟12号
破産者　猪野かずみ
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６０号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13506番地２
破産者　河野　玲子
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２号
宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門2310番地１
破産者　中野憲四郎
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部